

2024年3月1日

商品類型 No.156 「便器などの衛生器具 Version1.2」 認定基準 の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

本基準における温水洗浄便座の省エネ基準は、グリーン購入法の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断の基準に対して上位基準となるよう整合性を考慮して認定基準を制定している。この度、同基本方針が令和5年12月22日付の変更の閣議決定において、基準エネルギー消費効率に係る判断の基準が変更されたことを受け、同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

2. 改定箇所 (変更箇所：赤字部分)

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-2.地球温暖化の防止

(4) 温水洗浄便座と一体型の大便秘器にあつては、温水洗浄便座のエネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。

表3 温水洗浄便座に係る基準エネルギー消費効率

貯湯タンクの有無	基準エネルギー消費効率
貯湯式（貯湯タンク有り）	175172
瞬間式（貯湯タンク無し）	9787

備考) エネルギー消費効率の算定法については、「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省告示第288号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。~~エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第269号（平成25年12月27日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。~~

3. 改定日： 2024年3月15日